

はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根芦ノ湖森林セラピー基地で活動する森林セラピーガイド及び森林セラピスト（以下「セラピーガイド等」という。）の育成を図るため、町民がセラピーガイド等の資格を取得するために要する費用の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則(平成16年箱根町規則第8号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民登録を有する者
- (2) 資格取得後にセラピーガイド等として町が指定する箱根芦ノ湖森林セラピー基地で行われる行事等に参加し、及び協力する者
- (3) 町税等に滞納がない者
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる費用は、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティが実施するセラピーガイド等の資格を取得するために要する経費でなければならない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に該当する費用とし、2万円を限度額とする。ただし、当該年度の予算の範囲を超えるときは、選考により決定するものとする。

(申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。ただし、受講に必要な経費は、本人が直接支払うものとする。

(県警本部への確認)

第6条 町長は、必要に応じて補助金の交付を受けようとする者が第2条第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は第5条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該資格を取得したときは、速やかにはこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金請求書(様式第3号)に資格取得を証する書類及び受講料を納付したことを証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

2 町長は、交付決定者が町が指定する期間内に資格を取得しなかったときは、補助金を交付しないものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、補助金交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付申請書

年 月 日

箱根町長 様

申請者
住所
氏名 ⑩
生年月日 年 月 日（男女）
電話番号

はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、要綱第2条に定める補助要件を審査するにあたり、必要な町税の収納状況調査を箱根町長が行うこと及び暴力団員でないことを確認するために本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

また、資格取得後は、はこね森林セラピーガイド又は森林セラピストとして登録し、町が指定する箱根芦ノ湖森林セラピー基地で行われる行事等に参加及び協力をします。

資 格 名	・ 森林セラピーガイド（森林セラピー検定2級） ・ 森林セラピスト（森林セラピー検定1級）
受 講 期 間	年 月 日～ 年 月 日まで
受 験 ・ 受 講 料	円

様式第 2 号（第 7 条関係）

はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付決定通知書

年 月 日

様

箱 根 町 長

年 月 日付けで申請のあったはこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金について、次のとおり交付決定したのではこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

決定交付金額	円
備 考	資格取得後は、はこね森林セラピーガイド又は森林セラピストとして登録し、箱根芦ノ湖森林セラピー基地のイベント等に参加・協力すること。

様式第3号（第8条関係）

はこね森林セラピーガイド及び森林セラピスト育成補助金請求書

年 月 日

箱 根 町 長 様

申請者

住所

氏名

㊞

森林セラピーガイド・森林セラピストの資格を取得しましたので、はこね森林セラピスト育成補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

決定区分	・森林セラピーガイド（森林セラピー検定2級） ・森林セラピスト（森林セラピー検定1級）
請求金額	円
添付書類	1 資格取得を証する書類 2 受講料の納付を証する書類